

事業開始から10年が経過し、事業手法を変更



町営浄化槽事業が変わります

町では、平成20年度から町が浄化槽を設置し、維持管理も行っていく『紀宝町営浄化槽整備推進事業』での浄化槽設置を行ってきました。
4月からは、同事業による浄化槽の設置業務が、これまでのPFI手法から指定工事店制度に変わりますので、今月号では、その内容についてお知らせします。

町営浄化槽の設置はPFI手法から指定工事店制度に

4月からは指定工事店が町営浄化槽を設置

同事業では、今まで民間の資金力やノウハウを活用して行うPFI手法で浄化槽の設置や維持管理などを行ってきました。
PFI契約としては、平成31年3月31日までとなっていました
が、設置業務の契約が平成30年3月31日までとなっていることから、同事業の契約先である紀

宝町下水道サービス(株)との設置業務の契約が3月31日をもって終了することになりました。

町では、設置業務の契約が終了することに伴い、4月以降の次期手法について、検討を重ねてきました。その結果、設置業務については『指定工事店制度』に、平成30年度以降に設置した町営浄化槽と平成31年度以降の全ての町営浄化槽の維持管理等の業務については包括業務とし



浄化槽設置の様子

設置分担金や使用料は変更なし 各種補助金も継続して行います

分担金は165,500円
使用料は3,800円(5人槽)

町営浄化槽の設置分担金や使用料は、これまでと変わりませんの

で、浄化槽設置分担金(表①参照)をご負担されると、町営浄化槽の設置工事を行うことができます。
また、浄化槽使用料(表②参照)をご負担されることで、清掃や法定検査、保守点検といった維持管理についても町が責任をもつて行っていきます。

既設浄化槽の寄付も受け付けます

平成20年度以前に合併処理浄化槽をすでに設置している方で、町による維持管理を希望される

撤去費や配管補助、若者定住補助も継続

町営浄化槽事業では、設置促進策としてさまざまな補助事業を行っています。
単独処理浄化槽やくみ取り式便所からの設置替え促進策としては、単独処理浄化槽を撤去して町営浄化槽を設置した場合、浄化槽撤去工事に対し9万円を上限に補助しています。また、設置替えのための配管工事費に対し6万円を

表② 月々の浄化槽使用料

浄化槽の種別	通常	65歳以上のみの世帯
5人槽	3,800円	2,000円
7人槽	4,800円	2,500円
10人槽	6,200円	3,100円

※11人槽以上の使用料については、役場環境衛生課までお問い合わせください。

上限に配管補助を行っています。
若者の定住促進策として、40歳未満の方が住宅を新築し、町営浄化槽を設置された場合、浄化槽設置分担金の一部補助として、一律65,500円の補助を行っています。
▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0338)までお問い合わせください。

シリーズ 浄化槽

～きれいな川を未来に残そう～
その128



法定検査は浄化槽の健康診断

浄化槽を設置しても、きれいな処理水を保つためには、保守点検・清掃(くみ取り)・法定検査といった維持管理が欠かせません。

なかでも、毎年1回、定期的に受けられている法定検査(11条検査)は、浄化槽がきちんと維持管理され、正常に機能しているかを調べる浄化槽の健康診断のような大切な検査です。

法定検査の案内文書が届いたら、必ず検査を受けましょう。

町営浄化槽のここがポイント!!

浄化槽の法定検査準備は不要で、不在でもOK!

法定検査(11条検査)は、町営浄化槽の場合、浄化槽の維持管理スケジュールに合わせる形で年間を通じて行われています。

また、維持管理を行っている紀宝町下水道サービス(株)と町が、指定検査機関と浄化槽の管理情報を共有し、円滑に検査を進めます。

そのため、法定検査日が近づいてくると、「〇月〇日に実施します」というハガキが届きますが、管理ファイルなどの準備は不要で、当日、本人が不在でも、そのまま検査を行うことができます。

何でも聞いてください



環境衛生課 中野良太